

## 地震保険料控除証明書の「控除対象年」記載誤りについて

セコム損害保険では、ご契約いただいた地震保険付帯の火災保険において、弊社システムの設計ミスにより、発行した地震保険料控除証明書の「控除対象年」に記載誤りがございました。

この結果、一部のご契約者さまにおかれましては、発行した地震保険料控除証明書を使用することができず、すでに平成 28 年分の年末調整の資料としてご提出されている場合は、内容の訂正が必要となる可能性があります。

このような事態を招き、ご契約者さまへ多大なご迷惑をお掛けすることとなり、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 記載誤りによる影響対象契約

平成 28 年 11 月 21 日以前に地震保険料控除証明書が発行された影響対象契約は、保険始期および付帯された特約により、以下のとおりとなります。いずれも保険始期や応当月(更新月)が 12 月のご契約に限ります。

( 1 ) 平成 28 年 12 月始期で初回口座振替特約付帯契約( 1 )	561 件
1 初回保険料を口座振替によりお払い込みいただくご契約	
( 2 ) 平成 27 年 12 月始期で初回口座振替特約付帯契約	1,395 件
( 3 ) 平成 28 年 12 月始期で払込取扱票払特約付帯契約( 2 )	76 件
2 初回保険料をコンビニ払いやペイジーでお払い込みいただくご契約	
( 4 ) 当年が 2 年度目以降の口座振替特約付帯契約	4,802 件
( 5 ) 当年が 2 年度目以降の集金となる契約	1,621 件
	計 8,455 件(重複あり)

#### 2. ご契約者さまへの対応について

上記のご契約者さまに対しては、平成 28 年 12 月 15 日より順次、本件についてのお詫びと、地震保険料控除証明書の取扱いにあたってのご注意事項を記載したご案内文書を送付しております。本件についてご不明な点や質問等がございましたら、ご案内文書に記載の「セコム損保 控除証明書ご相談窓口」にてご対応させていただきます。

#### 3. 再発防止への取り組みについて

本件については改善を図り、平成 28 年 11 月 22 日以降に発行する「地震保険料控除証明書」より、正しい内容で記載されております。今後このような事態を招かないように、システム設計にあたっては、検証を強化し再発防止に努めてまいります。

以上